

ライセンスについての諸注意

JBCF 事務局よりお知らせ
2017.04.17

1. ライセンスコントロール時のライセンス提示について

- a) ライセンスコントロール時にサイン済みの今年度のライセンスを提示のこと。ライセンスが手元に届いていない場合は、申請書の控えを持参すること、ライセンス・申請書控のコピーは認めない。
- b) ライセンス不携帯の選手はペナルティを支払う事で参加を認める（最新の『JBCF GUIDE <競技編>』参照の事）
- c) JCF 専用インターネットサイトで新規、継続の申請をした選手は申請時の JCF からの返信メールを『申請の控え』とするので、印刷して持参すること。返信メールが無い場合は JCF に問い合わせる事。ただし、今年限りの特別措置とする。

2. チームアテンダントライセンスの運用について(3.14 JBCF ニュース引用)

- a) ライセンス提示の際には以下の①～④のいずれかを提示すること。
 - ①JCF発行のライセンス（有効期限2017/3/31）
※ライセンスコントロール時にサイン済みの今年度のライセンスを提示のこと。ライセンスが手元に届いていない場合は、申請書の控えを持参すること、ライセンス・申請書控のコピーは認めない。
※継続手続きを行っている場合は、手続きを行った際の受付返信メールの控えを提示すること。
※JCF 専用インターネットサイトで新規、継続の申請をした方は申請時の JCF からの返信メールを『申請の控え』とするので、印刷して持参すること。返信メールが無い場合は JCF に問い合わせる事。ただし、今年限りの特別措置とする。
 - ②JBCFチーム・アテンダント講習受講修了証
 - ・修了証表面の下部に青ライン→（有効期限2019/12/31）
 - ・修了証表面の下部に緑ライン→（有効期限2018/12/31）
 - ・修了証表面の下部に赤ライン→（有効期限2017/12/31）
 - ・修了証表面の下部にラインがない→有効期限が切れているので無効となる。
 - ③（公財）日本体育協会 自転車競技各級コーチおよび各級指導員、の資格証
 - ④JBCFチーム・アテンダント講習会修了証臨時登録届（原本は会場で記入すること）

注意)

- ①、②、③を有している場合はマネージャーミーティングへの出席、ピットへの立入りを認める。
 - ④を有している場合は、マネージャーミーティングへの出席を認める、ピットへの立入りは認めない。
 - ※講習会未受講者は、立入り許可ゾーン（ピット）での行動等に危険を生ずる可能性が高いため、許可ゾーン（ピット）への立入りを認めない。
- b) チーム・アテンダントを帯同していないチームのレースへの出走は認めない。
但し、上記④の手続き（4000円の講習料を支払う）を行う場合は、認める。
 - c) 都道府県車連主催の講習会を受講しライセンスを取得した場合は上記①を携帯する事。
※3月、4月の大会時に手元にライセンスが無い場合は、都道府県車連発行の修了証等、受講の確認ができる物を携帯する事。
 - d) 複数のチームを兼任する代表者は該当チーム分のライセンスのチェックを行うこと。

以上